

犬山市母子父子家庭医療費の支給に関する条例（昭和53年条例第20号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	愛知県
3. 市区町村名	犬山市
4. 届出番号	7
5. 独自利用事務の事例番号	65-1 : ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの	犬山市母子父子家庭医療費の支給に関する条例（昭和53年条例第20号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	65	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	90	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		犬山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年条例第40号）別表第1第3の項 犬山市母子父子家庭医療費の支給に関する条例（昭和53年条例第20号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第1条	犬山市母子父子家庭医療費の支給に関する条例（昭和53年条例第20号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて（母子家庭等及び寡婦）の（福祉を図ること）を目的とする。	第1条 この条例は、（母子家庭の母及び父子家庭の父並びにこれらの家庭の児童）の（健康の保持増進を図るため、これらの家庭の医療費の一部（以下「母子父子家庭医療費」という。）を支給し、もって福祉の向上に寄与すること）を目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範	犬山市母子父子家庭医療費の支給に関する条例（昭和53年条例第20号） 犬山市母子父子家庭医療費の支給に関する条例施行規則（平成12年6月30日規則第44号）
--------------	---

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号	犬山市母子父子家庭医療費の支給に関する条例（昭和53年条例第20号）第3条第1項及び第2項
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	母子父子家庭医療費の助成に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号	犬山市母子父子家庭医療費の支給に関する条例（昭和53年条例第20号）第2条の3第1項第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務2

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号	犬山市母子父子家庭医療費の支給に関する条例（昭和53年条例第20号）第3条第1項及び第2項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	母子父子家庭医療費の助成に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項1号	犬山市母子父子家庭医療費の支給に関する条例（昭和53年条例第20号）第2条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

③提供を求める利用特定個人情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報
-----------------	---	---

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

届出情報

独自利用事務の対象者	配偶者のない女子及び男子並びにその者が扶養している児童並びに父母のいない児童
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年09月30日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	37
保護評価書の名称	母子父子家庭医療費に関する事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=%E7%8A%AC%E5%B1%B1%E5%B8%82&ev_name=%E6%AF%8D%E5%AD%90%E7%88%B6%E5%AD%90&opn_date_from_gengo=4&opn_date_from_year=27&opn_date_from_month=1&opn_date_from_day=1&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=99&opn_date_to_month=12&opn_date_to_day=31&count=100&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2

Copyright © 2021 Personal Infomation Protection Commission, Government of Japan All Rights Reserved.